

「非営利法人」に対する課税の取扱いについて（主な論点）

1 「非営利法人」に対する課税の基本的考え方

（注）「非営利法人」は、「平成16年12月24日閣議決定」に基づき、現在内閣官房においてその制度設計の具体化がなされているものを指す。

(1) 「公益性を有する非営利法人」の取扱い

- ① 公益性の判断
- ② 課税ベース（非課税範囲）

(2) その他の「非営利法人」の取扱い

- ① 多様な実態への対応
- ② 課税ベース（非課税範囲）

(3) その他（公益性判断の変更があった場合の取扱い等）

2 公益法人等に共通する課税上の諸論点

- (1) 収益事業課税方式
- (2) 軽減税率及びみなし寄附金制度
- (3) 金融資産収益に対する課税

3 その他（他の法人との関係等）

寄附金税制のあり方について（主な論点）

- 1 寄附金税制の見直しの基本的方向
- 2 寄附金税制の仕組みのあり方
 - (1) 寄附金優遇の対象法人の範囲、認定方法等
 - (2) 認定期間
 - (3) 公益性の判断が取消された場合の取扱い等
- 3 寄付金控除等の取扱い
 - (1) 寄付金控除（所得税）
 - (2) 寄附金の損金算入枠（法人税）
 - (3) 寄附金控除（個人住民税）
- 4 その他（指定寄附金等）